

高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第3回）

1. 日時

令和4年10月18日（火曜日）13時00分～14時30分

2. 場所

文部科学省東館5階 5 F 5 会議室 ※WEB会議

3. 議題

- ・理工系及び農学系の学生等への支援拡充について
- ・多子世帯への支援拡充について

4. 出席者

【委員】

福原座長，赤井委員，千葉委員，仁科委員，室橋委員，吉岡委員，藤井委員代理（大村委員）

【文部科学省】

西條大臣官房審議官（高等教育担当），藤吉学生支援課長，神山生涯学習推進課長，
今村高等教育修学支援室長，中安専修学校教育振興室長 他

5. 議事録

【福原座長】 それでは、予定の時刻になりましたので、ただいまより高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第3回）を開催いたします。本日は、いつもながら御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに、本日の配付資料の確認ということでございますが、この点につきましては、議事次第の記載のとおりとなっておりますので、不足等がございましたら事務局にお申しつけいただければと存じます。

それでは、本日の議事に入りたいと存じます。

本日の議題は、「理工系及び農学系の学生等への支援拡充について」、もう一つが「多子

世帯への支援拡充について」の2つでございます。

ではまず、事務局より、現行の所得に関する要件の概要を説明いただき、前回同様に、関係諸団体からの意見聴取の結果についても紹介いただきまして、それらを踏まえまして、中間層拡大の方向性についてまとめて説明をいただく、そして御議論をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

では、今申し上げました順序で説明を始めてください。

【事務局】 承知いたしました。それでは皆様、資料1を御覧ください。本日は大きく資料を3点用意しておりますが、まず、資料1が現行制度の概要でございます。改めまして、あまり詳細を御存じでない方もいらっしゃるかもしれませんので、修学支援新制度の概要でございます。この修学支援新制度、大学・短大・高専・専門学校を対象に、授業料減免と給付型奨学金を併せて行うものです。その支給の水準でございますが、右側の階段状を御覧いただきますと、年収要件ごとに支給の満額、それから3分の2、3分の1と準じた世帯にはそれぞれ減じたものを支給しております。この支給水準は、左側でございますように、授業料減免と給付型奨学金それぞれで、大学が国公立か私立か、それから大学や短大等の学校種、それから自宅か自宅外かによって支給水準が異なっております。これが1枚目でございます。

2枚目を御覧ください。よく我々は対外的な説明として、1つのモデルといいましょうか、一定の条件を置いて、2人親御さんがいらっしゃる子供が2人の家庭の場合、380万円まで支給されるという説明をしておりますが、実際は、家庭の構成、特に子供の数に応じてそれぞれ異なっております。一番右側の欄を御覧いただきますと、太字で380万とされていますのは子供2人のケースでして、子供の数によっていろいろなケースがございます。

この計算につきまして、その次のページを御覧ください。3ページでございます。この支給に当たりましては、市町村民税の所得割の課税標準額というものをベースにして、支給するかしないか、するとして満額なのか、3分の2なのか、3分の1なのかというのを判定しております。子供の数によって変わってくると申しましたのは、一番左側の棒グラフにあるように、前年中の給与収入から給与所得控除や各種の控除がなされて、最終的には赤い枠で囲んでいる課税所得の金額が決定されるわけですが、所得控除につきましては、右上でございますように、16～18歳の子供の扶養控除33万円や、19歳～22歳の特定扶養控除45万円、これらを加味して決定されますので、子供の数や年齢によって、実際の年収にばらつきが出てくるという仕組みになっております。

その次の4ページ目が、今まで申し上げたものをイメージで図示したものでございます。それぞれ両親と学生本人の家族3人世帯、子供が2人の4人世帯、3人の5人世帯を想定した場合、薄い水色の3人世帯にそれぞれ濃いブルーのものが右のほうに重なっておりまして、実際に支給される年収水準というのが異なってくるというのがこちらの図に示したものでございます。以上が現行制度の概要でございます。

5ページ目を御覧ください。ここから幾つかデータを紹介したいと思いますが、本日は多子世帯について議論するということから、この9月に出たばかりの第16回出生動向基本調査から幾つか図データを御紹介したいと思います。

まず5ページ目は、夫婦の理想の子供の数と、実際に予定している子供の数というものには差が生じております。理想の子供の数としては2.25人であるにもかかわらず、実際に持つつもりの子供の数は2.01と下回っている状況でございます。また、下のグラフにつきましては、予定の子供数について、2人以上と答えた夫婦の割合は半数以上となっております。一人っ子が増えているのではないかというような御意見も伺うことはございますが、実際、3人や4人と答えている方も2割ほどいらっしゃるという状況でございます。

以上が5ページ目で、続いて6ページ目を御覧ください。今、予定の子供数が理想の子供数を下回っているということを御説明いたしました。その下回る理由というものを聞いております。上の段が、妻の年齢が35歳未満、下の段が35歳以上で分けて表示しておりますが、いずれの年齢層におきましても、最も回答している割合が高い理由としては、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからというのが第1の理由となっております。この子育てや教育にお金がかかり過ぎるからと答えた割合でございますが、この棒グラフは、白が2002年で、色が濃くなるにつれて近年の結果となっております。近年、特に35歳以上の場合は、お金を理由に挙げる割合が若干減っている傾向にございますが、35歳未満を見ていただきますと、ほぼ割合が変わらない状況ということでございます。

続いて7ページ目を御覧ください。こちらは同様に、予定の子供数が理想の子供数を下回っている理由を聞いておるのは変わらないのですが、棒グラフを灰色、オレンジ、青で書き分けておりますのは、灰色は、理想の子供の数が3人とか4人だけれども、予定としては2人以上または理想を下回る場合、オレンジは、理想は2人以上、予定は1人とどまる場合、青は、理想1人以上で予定は0人というふうの場合分けした場合、どのような回答結果になっているかというものでして、赤で囲みましたように、灰色の理想3人以上の場合、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからというのが最も高い理由で、3人目以降を断念している

理由の第1位は子育てや教育の費用ではないかというのが見て取れます。以上、7ページ目
でございました。

8ページ目以降は、理工農系についてのデータを用意いたしましたが、こちらの詳細につ
いては資料3のほうで御説明いたしますので、資料1としては以上といたします。

続いて資料2-1を御覧ください。大きな2つ目の資料でございますが、団体等の御意見を
伺っておりますので、その回答を御紹介いたします。

めくっていただいて2ページ目を御覧ください。教育未来創造会議で提言されました中
間所得層への支援強化、このことについてどう考えるかという質問に対し、全ての団体が、
中間所得層に拡大することはとても有意義な支援策で望ましいといった回答をいただきま
した。以降、基本1つのポツは1つの団体からの回答でございますが、所得別学生割合の一
番のボリュームゾーンである600～700まで広げることがよろしいのではないかと御意
見も頂戴しております。

以降、意見が多岐にわたりますので、幾つか代表的なものを御紹介することにとどめたい
と思います。

その他の意見という小見出しの1つ目、本来的には所得や子供の数を要件とせず、全ての
進学希望者を対象とすべきという御意見がございました。

また、2点目に挙げておりますのは、中間層へ拡大を進めるべきであるが、勉学意欲のあ
る学生に対する支援という観点から、学力の要件は引き続き必要であるという御意見を頂
戴しました。

次のページを御覧ください。多子世帯の支援の在り方について伺っております。3ペー
ジ目でございます。全ての団体からは、多子世帯への支援には賛成という御意見をいただき
ました。ただ、多子の考え方につきましては、1つ目のポツにあるように、3人以上の世帯
という御意見もある一方で、1つ飛んで3つ目のポツには、子供が2人の場合でも所得要件を
緩和してはどうかといった御意見がございました。

また、下の段のその他の意見を御覧ください。1つ目のポツで、子供の数につきましては、
実際の進学状況、大学や専門学校に進学している子供の数を考慮すべきという御意見がご
ざいました。

続きまして、次の4ページ目を御覧ください。理工系及び農学系をどのように特定すべき
かということをお伺いしました。それに対する御意見でございますが、まず、1つ目のポ
ツに挙げておりますのは、学科名で特定するのではなく、理工系科目が取り入れられてい

るかなど内容面から判断していただきたいという意見を頂戴しました。1つ飛んで3つ目のポツも同様かと存じます。理工系や農学系の分類としては、学校基本調査などの分類が想定されますが、文理融合系の学部等をどう扱うのかといった御意見でございます。

否定的意見という見出しを御覧ください。その1つ目のポツには、国が支援対象として特定の学問分野や教育内容を指定すべきではないという御意見もいただきました。

その他の意見にも似た御意見がございます。その他の意見の1つ目には、文理融合やリベラル・アーツ等も重要な要素であり、文系への支援が縮小することがないように留意すべきという御意見がございました。

以上、大学、専門学校などの団体に対する意見照会の結果でございます。

資料2-2につきましては、同様な意見照会を知事会におかれても行っていただきましたので、資料2-2につきましては、大村委員の代理で御出席いただきました愛知県の藤井室長からお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

【福原座長】 どうぞよろしくお願いたします。

【大村委員代理（藤井室長）】 お願いたします。

前回の会議と同様に、全国知事会の文教・スポーツ常任委員会を構成する21道府県に意見照会をしまして、本県を含む8県から意見がありましたので、それをまとめた資料になりますので、紹介させていただきます。

では、資料2-2の1ページを御覧ください。まず、支援対象を中間層に拡大することについてどう考えるかという質問に対しまして、1つ目の意見です。広く高等教育の機会を提供することにつながり、教育に係る負担軽減が少子化解消の一因であると考えれば、多子世帯や理工系などの条件を付与せず、支援対象を中間層に拡大することが望ましい。

次です。支援対象が拡大することについて異議はないが、拡大しても各都道府県の事務負担がないような制度設計をお願いしたいと。

次、支援対象を中間層に拡大することについては賛成。次の意見も、意見なしで賛成とあります。

次の意見です。子育てや教育に要する費用が子供の数に大きく影響していることを踏まえると、現在の所得基準については一定程度緩和することが必要と考える。国が実施する授業料等の減免や給付金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済的困難が生じた学生にも配慮した上で、制度の拡充を図ること。大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要と

なることから、入学前の貸付制度を創設することとあります。

次の意見です。新たな財政負担を伴う内容であることから容易な判断はできないが、多子世帯等への支援を拡大すること自体はよいことと思われる。

2ページ、引き続きです。中間層支援として、高等学校等就学支援金制度の目安年収を参考として、約600万円程度の間層までを対象とはできないかとあります。

最後は本県の意見です。中間層であっても支援を必要としている世帯が少なくないと思われるので、支援対象の拡大については積極的に検討すべきであると考えます。

3ページを御覧ください。多子世帯の支援の在り方についてどう考えるかという質問でございます。1つ目の意見です。少子化対策の面で支援対象を検討するだけでなく、大学等で学びたい学生を支援するための制度として見直しするべきと考え、多子世帯に限らず子供の数に応じて年収要件を緩和するほうが効果的と思われる。

次です。高校生等の奨学給付金は従前から第二子以降の子について給付額を増額しており、修学支援新制度においても多子世帯への支援の拡充は必要である。

3人目以降を断念する大きな要因が子育てや教育にかかる費用であることを踏まえると、多子世帯への支援は必要と考える。

支援の在り方については、家庭の財政面を考慮し、一律ではなく、子供の数に応じて年収要件を緩和するなどが望ましいと考える。

低所得世帯に対する奨学のための給付金については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、さらなる見直しを行うこと。

次です。高等学校等就学支援金制度の目安年収を参考として、両親共働き、一方のみの働き等、家庭の状況や子供の数に応じて年収要件を緩和してはどうか。

最後です。教育に係る負担が3人目以降の子を持つことを断念する要因となっていることを考慮すれば、多子世帯への支援は必要であると考え。なお、一律の支援ではなく、世帯の年収と連動させることが適当であると考えます。

4ページを御覧ください。支援対象となる理工系及び農学系をどのように特定すべきかという質問に対しての意見です。

「STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出の推進」とのバランスが取れるよう、既存の学系にとらわれ過ぎず、幅広く支援対象の設定を検討していくべきと考える。

諸外国との競争力確保の観点から、産業人材の育成に関わる理学部、工学部、農学部、情報学部系の学部について支援対象とするのが望ましいと考える。理工系、農学系の学生

へのインセンティブは、割合を高めるためにも必要だと感じる。

大学における研究内容を精査した上で支援対象を特定し、必要とされる研究人材を増やすことを期待したい。

最後、理系の高校生の選択学部は、理工系、農学系のほかに医療系もある。

文系学部に比べ一般的に医療系を含む理系の学部は学費が高額となる傾向があるため、医療系の大学や、専修学校についても御配慮いただきたいというものでございます。

5ページですが、今回の議題とは直接の質問ではないんですが、今回のこの修学支援新制度開始による成果・効果という質問をさせていただきましたので、これも紹介させていただきます。

1つ目の意見です。本県の支援者のうち全額免除の割合が多く、制度が十分に活用されていると感じている。

次の意見ですが、住民税非課税世帯の進学率が上昇していることから、制度導入の効果があつたと考えている。

修学支援新制度の導入により、家庭の経済状況に関わらず大学等への進学が道が開かれたことは評価できるが、高校生等の就学支援金と比べ所得要件が厳しいため、さらなる要件緩和が必要である。

県内公立大学及び私立専修学校の修学支援新制度の支援者数は増加しており、これまで修学の継続に困難さを感じている者が進学に転ずるなど、本制度がプラスになっていると実感しているとの学校からの意見が寄せられているということです。

国内の新型コロナウイルスの感染拡大と同時期に新制度が開始され、救われた学生、世帯は多かつたと実感している。

経済的に困窮する世帯の子供が大学教育を受けられる機会を拡充することで、将来に幅広い選択肢が得られる可能性が高まったことは効果的であつたと考えるというものです。

最後に、その他の御意見というのがございますので、紹介させていただきます。

制度の拡充に当たっては、国において必要な財源措置を行うことというものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

最後に資料の3を御覧ください。こちら資料3が本日の議論のメインのペーパーとなるうかと思えます。こちらをたたき台にして御議論いただければと存じます。

資料3の1枚目でございますが、今回、教育未来創造会議の提言で示されたように、中間層への支援を行う、その具体の対象は、多子世帯や理工農系だという提言を受けて、我々として、中間所得層の範囲拡大はどのようにしていくかというイメージ図を作りました。一番最初に御説明したように、修学支援新制度は3つの区分で実施しておりますが、新たに中間所得層支援として4番目の区分を設けてはどうかと考えております。ただ、この4番目の区分、あえて記載はしておりませんが、右側にどれだけ伸ばすか、つまり、中間所得層として具体的にどれだけの年収層を対象とするのかという点。それから縦軸、支援の支給の水準をどれぐらいの水準にするかということについては、この資料では記載をしておりません。と申しますのも、今申し上げた2点につきましては、財源との関係で決定されてくる要素が最も強いと思います。財源につきましては、政府部内でよくよく検討した上で、適切な水準を考えていきたいと思っておりますので、この会議におきましては、右にどれだけ伸ばすのか、それから縦でどれだけのものを支給するのかということは一且置いておいていただき、我々が考えるこの4番目の区分を設けるということについての不当妥当について御意見を賜ればと存じます。

なお、御参考までに、下の段、参考1、参考2と記しておりますが、まず、高校のいわゆる実質無償化、高等学校等就学支援金におきまして、私立高校には加算をしておりますが、年収上限を設けられております。その年収が約600万円となっております。それから参考2です。修学支援新制度の満額は、私立自宅外の場合、約160万円となっております、その4分の1というものを単純に計算しますと約40万円となります。高校就学支援金の私立高校加算については39.6万円となっており、ほぼ同水準というものでございます。

続いて2ページ目を御覧ください。今、支給水準等につきましては議論の対象としないので申し上げましたが、しかしながら、ぜひ御意見をいただきたいのは、支援対象としての優先順位を考えてみましたので、これについて御意見を頂戴できればと思います。多子世帯や理工農系がございしますが、優先順位としては、まず多子世帯。と申しますのも、この修学支援新制度は消費税財源を財源としており、消費税の使途としては、社会保障に加えて少子化対策というふうに法定されています。法律で決まっておりますことから、まずは多子世帯支援というのを一番に挙げてはどうかと思っております。続きまして理工農系でございしますが、この後御説明しますように、私立大学、私立の学校のほうが負担等が重いということから、優先順位としては、まず私立が来て、続いて国公立という順番ではないかと。ここに記載しておりませんほかの学問分野につきましても、負担を軽減していくと

いう観点からは、当然考慮されるべき対象とは存じますが、今回、この資料の下の段に書いております教育未来の提言、それから今年の骨太方針で決まった内容を踏まえますと、まずは、この資料に記載した3つを優先的に対応していったらどうかと考えております。

続いて3ページを御覧ください。先ほど資料1のほうで割愛いたしました資料を再掲しております。3ページは、学生生活調査を再集計いたしまして、これは大学の昼間、学部昼間部のデータでございますが、人文社会科学系と理工系とで収入や支出にどのような差や特徴があるかというのを確認してみました。ポイントは右側に吹き出しで書いております。収入面で申しますと、人文社会科学系よりも理工系のほうが、国公立いずれも家庭からの給付が多い、一方でアルバイト収入が少ないというのが見て取れます。私立につきましては、私立だけは奨学金の利用額が多いという状況が収入面の特徴です。一方で、支出面の特徴は、授業料につきましては、私立だけが人文社会系よりも理工系のほうが授業料が高いという状況がございます。以上を踏まえて、理工系の中でも、まずは私立が優先順位としては高いのではないかとこの考えをまとめたところです。

続いて4ページ目を御覧ください。この会議におきましても、また、先ほど御紹介いただいた知事会からの意見においても、理系の中でも医学部などを考慮すべきではないかという御意見はこれまでも頂戴しております。そこで、この資料は、高校3年生の12月時点での予定進路を家庭の収入階層別に確認してみたものです。青のグラフを御覧いただきますと、理工農系につきましては、世帯収入が高くなるほど理工農系を選択している割合が増している、きれいに階段状になっているという状況がございます。一方で、ピンクの看護・保健・衛生を見ますと、年収階層に関係なく一定割合が満遍なく存在しているという状況です。医学部・歯学部・薬学部、それから獣医、医歯薬・獣医を灰色で記しておりますが、こちらを見ると、一定の年収に達するまでは低い割合が続き、1,000万以上などある一定年収になると選択率が高くなるという状況がございます。このことから、修学支援新制度で支援する支給の水準には限りがあることから、年収によって進学を選択が高まる、青い理工農系のほうがより優先されるのではないかと考えた次第です。

一方で、右側のグラフ、文系等としましたが、こちらは人文社会系、それから教育や福祉、芸術・スポーツの合計でございますが、こちらも理工農系と同様、世帯収入が上がるほどに選択率が高まっている状況ではございますけれども、理工農系ほどの高まりは見せておりません。

この理工農系と文系の2つだけを比較してみたのが5ページ目でございます。ちょっと視

点を変えまして、全体平均に比べてそれぞれの収入階層ではどうなっているかというふうに着目してみたところ、理工農系では全体平均を下回っているのは400万円未満や、400～600万円という階層でしたが、文系等については、平均を下回るのは400万未満のところだけでございましたので、中間層への支援ということを考えますと、理工農系のほうがより効果があるのではないかと考えられます。

続いて6ページ目を御覧ください。この後最後に2つほど技術的な観点で御意見を頂戴したいと思っております。2つ目のうちの1つが多子世帯の定義でございます。子供の多い世帯というものをどのように捉えて我々は事務に当たるべきかということですが、案としてかぎ括弧に入れております。「大学等に在籍する学生の世帯に、その学生本人も含め「扶養される子供」が3人以上いること」としてみました。

この考え方を左側に3点ポツで挙げております。扶養し、現に教育費用がかかっているという現時点での状況を重視したところですが、2点目として、ここでは扶養という考え方でやっておりますが、一定の範囲内の子供の数をカウントするという考え方は、例えば保育の2歳以下の多子世帯と同様でございます。前例もあるということをお紹介いたします。3点目、仮に扶養を外れた子供も含めてカウントすべきとしたとしても、その証明が大変困難でございます。扶養されているかどうかということについて、課税情報を使えば大分特定ができるのですが、扶養されていない場合、戸籍情報に当たらなければならず、実務として大変困難であるということから、この扶養という考え方でやってはどうかと思います。

適用例で書いておりますが、大学生がいる時点で扶養される子供が3人以上いる場合はもとより、例えば、子供2人の世帯において新たに第3子が誕生した場合、第1子の進学時点で第1子の学費は支援対象となるということで、右側のイメージ図を御覧ください。ピンクの範囲に3人いれば対象というものです。一番左側の基本形で、高校生以下に男の子と女学生がいて、大学生の男子学生がいます。このときこの学生は対象となります。年を経て高校以下にいた第2子が大学に進学し、まだ第1子が大学在学中の場合は2人とも支援対象になると。さらに時がたって、一番上の子が卒業し就職した場合、扶養されなくなります。扶養されていない状況ですので、そうすると、ピンクの範囲には子供が2人だけとなり、この在学中の第2子は対象外となると。また、全く別の家庭で、扶養されていない上の子がいたとしても、4人兄弟の場合は、ピンクの範囲に3人いれば対象者がいるというものでございます。

なお、左下にデータを御紹介しておりますが、全国家計構造調査という統計がございま

して、これは様々な家族構成ごとに月間の支出や収入を統計で示しているものがございます。子供が3人で上の子が大学生の家計と、子供が2人の家計とで比べますと、1か月の教育の支出が4万円以上差が生じております。これは当然教育だけを見ておりますが、食費であったり、通信費であったり、子供が多いほど支出は多くなります。それに比べて月間の収入は2万円しか高くないという状況ですので、これも1つ、扶養する子供3人以上という根拠となるのではないかと考えた次第です。

次のページが最後になります。2点と申し上げました2点目が、理工農系の特定の方法でございます。我々が考えました案としては、学部・学科を単位といたします。特に学位の分野に着目をしまして、学位が理学、工学、農学であれば対象とすると。学校基本調査の分類を活用すれば、ほぼこれがカバーできますので、実務としては学校基本調査を活用していきたいと考えております。なお、専門学校の場合も、現行の設置基準で工学、農学という分類がございますので、それらに該当していれば対象とするとしてみました。

団体等の御意見でも、学際分野など名前だけで判断できないものについてどうするかという御意見を頂戴しております。学際分野につきましては、設置認可をする際の審査情報を活用して、学位の分野に理学、工学、農学が含まれていれば対象としてはどうかと考えました。具体のイメージとして、真ん中に表を入れております。これは、設置認可の際に作成される計画書の抜粋でございます。ある大学が新設する学部の名前は〇〇大学データサイエンス学部だと。その学部で出される学位は学士(データサイエンス)というもので、これだけではそこに工学の要素が入っているかどうかは分かりませんが、必ずこの計画書には、学位・学科の分野という欄がございますので、そこに、このデータサイエンス学部の場合は経済学関係と工学関係というのが記載されます。ここに理学とか工学とかがあれば対象としていくということで、実務上、名前だけでは判断できない学部・学科も対象とすることが可能と考えた次第です。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

【福原座長】 どうもありがとうございました。

現行の修学支援制度の概要を御説明いただきましたことで、現行の制度で及ぶ範囲というものを確認することができました。これにプラスして、このたびの提言で盛り込まれている内容をどう具現化するかということについて、様々な御意見を踏まえて、事務局のほうからたたき台を御提示いただいたわけでございます。

事務局から提示されたものは、大きく3点ございました。1つ目は、まず中間層の拡大と

いう方向性についての大まかな設計図でございます。それは、これまでの現行の制度に加えて4番目の区分を設けるということでもございました。ただ、この点につきましては、この会議で具体的な所得水準と、また、減免や給付の水準といったところまでは議論はいたさずに、細部は財源の検討と併せて政府部内での検討に委ねつつも、本会議としては、優先順位といったあたりまでは御意見をまとめさせていただきたいというものでございました。

それから、論点の2と3、2つ目と3つ目につきましては、それらの大まかな設計の中でのやや技術的な論点ということになりますけれども、1つは、多子世帯の考え方については、扶養されている子供の数というもので考えていってはどうかということ。それから、今回、中間層への支援の中の理工農系ということについての根拠と、その特定方法につきましては、学位並びに届出のときの、審査のときの学位または学科の分野というものを基礎とする、こういう説明でもございました。要点をまとめますと以上でございます。大きくは、大まかな設計という点での論点と、それからその中の具体化の2つの技術的な論点、この3つ議論いただきたい点が示されていると思います。

では、それらにつきまして、まず、御質問、御意見等ございましたら、絡み合うと思いますので、どのような点からでも結構でございますので、御質問、御意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、室橋委員。

【室橋委員】 前回は紹介したんですけど、関係団体と同じく学生にアンケートを取ったので……。

【福原座長】 そうでしたね、ありがとうございます。ではよろしく御紹介を。

【室橋委員】 そちらの御紹介をまずさせていただければなと思います。

まず1点目の、支援対象を中間層に拡大することについてどう考えるかは、もう全員賛成で、一部、文系を含めるとか、世帯の所得制限を外すべきという意見もあったんですけど、方向性としては全員賛成という意見です。

2番目の多子世帯への支援の在り方についてどう考えるかは、これも方向性としてはもちろん賛成なんですけど、中身としては、やはり子供の数に応じて年収要件を緩和するのほうの方が適切で、子供が多ければ多いほど費用がかかるので、そちらのほうの方が適切ではないかということと、あと、これは個人的な意見をさらに加えるんですけど、これも、この案では対象が扶養の対象だったと思うんですけど、これは自分自身も4人兄弟で多子世帯に当たると思うんですけど、そのうち、末っ子的場合ってほとんどが多分対象外になって

しまうんじゃないかなと思っていて、つまり、3人の場合で4個以上離れていたら基本的には対象外になりますよね。要は、大学1年で入学した時点で、多分一番上の人たちって大体もう卒業していると思うので、そうなってくると、結構末っ子の人たちが対象外になるというところで、この少子化対策という効果に果たしてどこまで、結構限定されてしまうんじゃないかなというところで、実際自分も一番末っ子なんですけど、一番上が6個離れて、さらに4個という形なので、自分だけじゃなくて、3番目の人も多分対象外という形になってしまうので、そうすると結構な数が絞られてしまうんじゃないかなというのは懸念としては、技術的にどうかというのはおっしゃるとおりあるかと思うのですが、それは現実としてはあるんじゃないかなと思っております。

3番目の支援対象となる理工系及び農学系をどのように特定すべきかというところは、基本的には、まさにこの案に上がっているとおりで、既にいろいろなところで分類されていると思うので、そちらを活用すべきという方向でいいんじゃないかという形で、ただ一部、この間ずっと出ているように分離横断型の議論もあるので、厳密にというのはちょっと緩やかな形で、まさにこういう学際とか、少し緩やかな形で包摂できないかという意見がありました。

一旦以上になります。

【福原座長】 ありがとうございます。

支援を受ける当事者の立場に近い方々の御意見として、大変貴重な御意見を紹介をいただいたと思います。それらも勘案しながら、そのほか御質問、御意見等ございましたら、どうぞ。

では、赤井先生、よろしく申し上げます。

【赤井委員】 確認なんですけど、前回も一番気になったところで、方向性の資料3の2ページなんですけど、これまでの提言の教育未来創造会議とか基本方針、これに基づいて今議論しているわけで、負担軽減の必要性の高い多子世帯というふうに書いていて、この理工系及び農学系の学部で学ぶ学生というものも、この負担軽減の必要性の高いというところが係っているわけですね、全てに。なので、何か前回その理工系とか農学系を今後日本のためには成長させていかないといけないみたいな話もありましたけど、基本的には理工系と農学系は負担がほかよりも大きいから今回支援しましょうと、そういうことがこの提言には込められているという理解でよろしいんですかね。要するに、効率性の話よりも公平性の重視、公平性の視点から、つまり多子世帯と同じような視点から理工系、農学

系が出てきているという理解でよろしいですかね。何かその辺確認しておかないと、もう今さら理工農学以外という議論はないのかもしれないですけど、やはりそのところが一番気になるので、どうして理工農だけなのかというのは、多分こういう提言を知らない人が見たら思うと思うので、最終的に何か決めたときに。だから、そこは明確にしたほうがいいかなと思ったんですけど、回答いただけますか。

【事務局】 事務局からお答えしますが、まず、人文社会科学との比較で申し上げれば、確かに授業料負担が高いのが現実としてございますので、その意味では、経済的な支援の観点がございます。加えて、教育未来創造会議、これまでも本会議で何回も御紹介したように、提言を通底する考え方として、成長分野を一層強化していくべきだと。大学の機能強化も図ってまいりますし、この経済的な修学支援においても、理工農系を重視するというものでございますので、学費が高い分野を全部救うというものではございません。

【赤井委員】 初めの負担軽減の話ではかよりも高いという議論になると、まずちょっと成長の話は置いておいて、2つ目のほかよりも高いという議論になると、このページにある3は確実に落ちると思うのですよね。国公立同じですよ、若干違いはあるかもしれないですけど、文系でもロースクールとかは高いです。だからその公平性、ほかよりも高いとなると、まず国公立の3番目は確実に落ちるのかなと。3番目を絶対入れるという話になるんだったら、成長という話を入れないといけないのと、あともう一つは、今定員が埋まっているので、結局この人たちが行くことになっても人数は増えないということも、きちっとそのところを理解して、もちろん定員を増やすという話もあると思いますけど、国公立で定員割れしているところはないと思うので。だから、その辺りの論点整理も、今というか、議論する上でとても重要なこと。

あと、学費が高いという話になると、どうして医学部が入らないんだとかいう意見が必ず出てくるので、最後、この理工農だけに絞って提案するとなると、やはり成長とかそういうところでの説得性がないと、医学部をどうして外すのか、さらに国公立まで広げるとかどうかというところが効いてくるかなと今感じています。その辺り、この理解でよろしいですか。

【事務局】 事務局が作成しました案におきましては、優先順位として1, 2, 3といたしました。4にその他の分野も当然出てくるとは思いますが、今回新たに措置をして中間層に拡大する、その対象としては、この3つまでだろうと考えた次第です。学費が、授業料が高いという分野については、当然、理工農系以外もございますが、優先順位としては、この

考え方でいこうと。加えて、国立の理工農系については、ちょうどその次の資料3の3ページ目に記しましたように、授業料の支出面では大きな違いはございませんが、家庭からの給付がより高くなってしまっているということや、アルバイトをすることが難しいということも反映されていると思います。アルバイト収入が少ないというのが現状としてあります。国公立においてもそういう状況がございます。

最後に、文部科学省では、理工農系の機能強化ということで、公立大学や私立大学に対して文系からの転換をより促進するような方策も併せて検討しておりますことから、今の定数だけではなく、将来的にはそれが拡大していくことも狙って政策を立案しているところ です。

【赤井委員】 まあ、ではその収入とか家計の話まで含めて議論となるんですかね、3のときは。

はい、分かりました、すみません、ありがとうございます。

【福原座長】 ありがとうございます。確かに、私立の文系のほうが高いじゃないかということになってしまうことはありますけれども、そこには、単線の軸じゃなくして、成長分野の人材育成という軸と、それから所得、そういったものとの軸でつくられているということになります。

ほかに御質問いただいて、御意見を。

千葉委員、どうぞ。

【千葉委員】 ありがとうございます。千葉です。

確認をしたいのですが、資料3の4ページです。このグラフを見ますと、看護・保健・衛生については、世帯年収に関係なく進学率が一定であるということが示されているわけですが、今回のこの理工農系の学生に対する支援の400万未満というところをどうするのかということですか。今回の制度改革は中間層のところの理工農系の進学率の上昇について話をしていますけれども、ここをどうするのか。

また、次の5ページのほうです。ここの理工農系400万円未満の12.3%というのがありませんけれども、これを引き上げるという思想が今回の制度にはあるのかどうなのかということですか。その辺り、気になりましたので質問させていただきたいと思います。

【福原座長】 効果測定的になりますけれども、いかがですか。

【事務局】 事務局として、このデータについての受け止め方をお伝えしますと、まずこれは、時点としては令和3年の12月のアンケートでございますので、修学支援新制度は既

に始まっております。ですので、400万円未満とされる多くの多くは修学支援新制度の対象になっています。なつてもなお、全体と比べると進学を選択する割合が少ないという学問分野が幾つも見られますことから、これは、修学支援新制度の対象範囲を拡大していくという解ではなく、まだまだこの制度の周知が徹底されていないと受け止めておりますので、高校だけでなくもっと早い段階で、高校卒業後の進路を決めますのは中学とかから始まっておりますので、もっと早い段階での周知に努めなければならないと受け止めております。

今回は、その400万円未満の世帯のさらに先の、今は対象となっていない収入階層のうちどこまでを対象にすべきかということになるかと思ひます。

【千葉委員】 それは分かりますけれども、低所得層のところにおいても、理工系と文系の学費格差というのは存在しているわけですから、その辺の世帯の方たちは、理工系へはなかなか進学しにくいという状況は続いてしまうと思ひたのですが。

【福原座長】 それは中間層の範囲だけを考えるのではなくして、もっと現行の低所得者層で支援を受けているところにも、理工系をもっと何かしようということでしょうか。

【千葉委員】 ある意味、不公平感がありますよね。中間所得層については文系と理系の差を埋めるということがありますがけれども、それ以下のところにおいては、その差を埋めるということの制度がないわけですよ。

【事務局】 資料1を御覧ください。資料1の一番最初のページでございますが、大学の設置者、国公立か私立か、それから自宅か自宅外かで支給水準を変えておまして、私立大学の場合、授業料として最高額は70万円までは支給をしております。これは学問分野に関係なくでございます。国公立は、どの分野も同じく53万を超える程度ですので、授業料としての支援は54万円ということで、全額ではないというのは、授業料70万円だと、それは当然全額ではございませんが、相当程度はここでカバーをしているというのが我々の理解です。今、修学支援新制度の対象となっている、特に第1区分とかについては、授業料の一定割合をもうカバーできていると。

【千葉委員】 分かりました。私は、今後そういうことについても配慮が必要かなと思ひいます。

【福原座長】 ありがとうございます。

吉岡委員どうぞ。

【吉岡委員】 すごく素朴な質問ですが、先ほどの室橋委員のお話とちょっと絡むので

すけども、この資料3の6ページの子供の数等の図、多子世帯の定義のところですけど、最近は大学を卒業しても就職しないとか、できないというのが結構いると思うのですが、その場合、扶養との関係と、それから学生の身分との関係というのはどうなるのでしょうか。この場合は、就職した場合で扶養されていないとあるのだけど、就職していなくて扶養しているような状態だと、それは扶養にカウントされるのか。

【事務局】 扶養されているのであれば、カウントすべきだと思います。

【吉岡委員】 扶養されていればいい、学生の身分と切り離して、社会人ではない、卒業したけども、というのはいいということですね。はい、分かりました。

【福原座長】 社会人とありますので、その定義というのがあるでしょうけれども。まあ、大学院進学や資格取得準備や、いろいろな専門分野で芸術系といってさらに研さんに励んでいて、必ずしも独立しているわけではなく扶養されているという方はカウントされるというわけですよ。

ただ、さっきの室橋委員、末っ子論というのはなかなか鋭い指摘だったかもしれませんね。でも、世帯でいくと、そこのところには、それまでは支援を受けていたから、その世帯が支出できる量はその後も末っ子のところには及ぶだろうと。上が補助されるのだから、末っ子のところにちゃんとその世帯の収入から教育費が届くであろうということはあるかもしれませんね。でもそれが？

【室橋委員】 1つだけ追加でいいですか。これは一般的には、どこまで一般化できるかあれなんですけど、多分、長男とか上の人たちは、割と私立とか比較的あまり考慮せずに行って、大体下が調整弁になるんですよ、多分。なので、これだと結構、何かまた下が我慢かみたいな感じは、印象としては強いかと思いますね。

【福原座長】 私長男なので、失礼いたしました。

【室橋委員】 いやいや。

【福原座長】 末っ子の気持ちを代弁していただいて。いや、それも結構大事なことで、何かそういう制度をつくるほうから考えれば、形式的に平等であるかのように思えても、現実の声として大変貴重であろうということですので、何らかの対処ができればなどは思いますが、大変難しい問題かとも思います。

どうぞ、ほかに何かございましたら。仁科委員、どうぞ。

【仁科委員】 少し確認なんですけど、資料3の6ページで、この2のパターンになった場合は、これは下の2人の方、大学生と高校以下の方というのは、どの段階になるんですか。

多子じゃなく、2人世帯ということになるのか。

【事務局】 現行と同じになります。多子世帯ではもうなくなりますので。

【仁科委員】 なるほど。2人ということですね。現行と同じ。

【事務局】 はい。

【仁科委員】 そうすると、その多子世帯という考え方は、その瞬間に負担が多いということが多子なんですね。

【事務局】 負担が多いことを我々としては重要視しまして、このような子供の数え方にしてはどうかと考えました。また、卒業した第1子、第2子も含めて家族の中で支え合うということが、子供が多くない世帯よりは期待できると思います。

【仁科委員】 いや、多分今、子供を産むということが最大の国の課題かなと思っていて、3人目の人が、たとえ1人目の人がもう社会人になったとしても、その夫婦が3人産んで、3人の子供を日本の社会にプラスしたということの評価というのはどうなのかなと思って、一番上の社会人の方に対しては何も考える必要はないんですけど、下の2人の方が多子じゃなくなるということは、このふうになれば、少なくとも3人の人を育て切ったということは、育て切るだろうということは想像がつくんですけど、その貢献を評価するという言い方はおかしいですけど、非常に厳しい中を日本の人口を増やしてくれたということに関しては考えなくていいということですか。

【事務局】 そこをもちろん考えまして、そこで、一番左側の基本形で申しますと、一番上の子と3番目の子はある程度年齢が離れていると思いますが、3番目の子が生まれた時点で、一番上の子の支援が約束されるということになります。

【仁科委員】 うん、そうですね。一番下の子供が生まれないと、一番上の子は多子にならないんですね。

【事務局】 はい。

【仁科委員】 それはそうですね。同時に生まれるわけにいかないから。

【赤井委員】 赤井ですけど、確かに厳しいように思いますが、住民税非課税なんか全く同じ感じで、扶養している人の人数で変わるので、まあそこは税金でも同じような感じでやっているの、しょうがないと思うんですけど。

【福原座長】 まあ難しいところです。世帯というより、もう少し個人に目を向ける制度設計ができないかという意見は、恐らく室橋さんもそういうところにに基づいていますし、仁科委員もそういうことだとは思いますが、しかし、基準として運用する場合には、ほかの

制度との調整という意味で、この制度だけ個人に目を向けるということは難しい。できるだけ個人に目を向けたい、そういう意味では、どこへ進学したかとか、そういう方向性で配慮はするにしても、この多子世帯、多子というところについては、やはり世帯で見ることができないかなど。こういうところに落ち着いているんじゃないかと拝察いたします。

しかし、私も考えてみると、やはり仁科委員や室橋委員のおっしゃるように、個人に目を向けたいですね。家の反対を押し切って自分は理工に行きたいんだとか、こっちに行きたいんだというのは、そういう子がいれば、そういう成長分野への人材の育成と輩出をエンカレッジするという制度としてどこまで行くのか、まあそれは、すぐさまの効果測定はできないまでも、今回は第一歩を踏み出すということになるかと思えます。今回は、本来の見直しの作業というよりは、教育未来創造会議の提言を受けて、本来の抜本の見直しに先駆けて議論を始めたわけですので、そういう意味では、少し先取りしつつ一歩を踏み出したいということではあるかとは思っております。それはそういう方向性で、これで固定していくというわけではありませんので、今後の効果測定も踏まえながら、その次の見直しにつなげていきたいと思えます。布石になればいいですし、そのためには、今いろいろな意見を出しておいてもらって、その次の改革の布石にできればとも思えます。でも、できるだけ大きな成果を上げられる制度設計、制度改革にはしたいということでもありません。

ほかにはいかがでしょうか。大村委員から、いろいろ各知事会の御意見もいただいていたけど、自治体その他、公立の学校とか持っておられるところからすると、今回の論点はいかがですか。

【大村委員代理（藤井室長）】　そうですね、全体的に支援を拡大、重点的にはもう皆賛成かなとは思っています。ただやはり皆さん、委員の方が言われたみたいに、実務的というか、どういう部分を、誰を対象にするかというところは、少しずつ皆さん意見が違うのかなど。一番の理想は、広くいろいろな人たちに支援ができることが理想だというのはもちろんあると思うのですが。あと、こういうものをつくるときが一番難しいのが理想形ですね。さっき言われたように、個人個人を見て、本当は1家庭家庭での理想形を設計図にすればいいと思うのですが、事務を複雑にすると、それはそれでまたやる人たちが大変になるので、そうなると、必然的にちょっとずつ線引きをせざるを得ないのかなというのがあります。理想と現実がそこにあるのかなと思えますね。

【福原座長】　現実、やはりその世帯の所得収入から、そこのお子さんたちの教育費が

出ているんですしね。

【千葉委員】 1つよろしいですか。

【福原座長】 はい、どうぞ千葉委員。

【千葉委員】 質問は、6ページの大学生が2人いらっしゃるケースで、これはもう既に説明されているかどうかは分かりませんが、この大学生が卒業して就職した途端に、その下の方の支援は打ち切られることになるのでしょうかというのが1点です。

もう一つは、これは全く意見なのですが、これは大学院のことがあまり触れられていなくて、やはり我が国の高等教育においては大学院の進学率も大変問題で、できれば家庭の所得に関わらず大学院までつながっているというイメージを、割と初期の段階で情報として伝えたほうが私としてはいいのかなと思います。

【福原座長】 そうですね。特に後者の場合、理工系というのはこれから大学院への進学ということもありますよね。まずこの基準からいくと、扶養者であり続けるでしょうから、大学院生は。

【千葉委員】 そうですね。それが抜けて、入っていませんのでね。

【福原座長】 もう一つ前者のほうは、これは何か制度設計するとき、考えられましたか。入学時には一番上のお兄ちゃんはまだ大学生だったので、3子、多子の中で支援を受けていて、一番上のお兄ちゃんでもお姉ちゃんでも、卒業して扶養家族を外れちゃったと。とって、まだ次の子たちは、入学のときはもらっていたけど、その場合はどうなんですか。入学時の安定要件なのか、その時点なのか。

【事務局】 今これを書いたときに我々が想定しておりましたのは、扶養から抜けた瞬間、残念ながら支給対象から外れざるを得ないと思っております。それは、年収が在学中に380を超えた場合と同様、毎年毎年要件確認をする中で、子供の数も確認することになるかと思えます。ただ、大学を卒業したからといってではなく、あくまでも扶養かどうかなので、この絵では表現しておりませんが、卒業後大学院に行って引き続き扶養であるならば、対象になり得ると思えます。

【福原座長】 扶養する家族が1人減ったというか、その子が独立して収入を得ているので、だからその分という意味でしょうね。入学じゃなくして、そのときそのとき。

【千葉委員】 お子さんが生まれた瞬間に、扶養がもう対象になるということは、外れた途端に外れるということは、制度としてはしようがないですよ、これは。

【福原座長】 そうですね。

細かなところまでいきますと。でもそういうところで制度というのを見ていかなきゃいけない。限界を見て制度を見ていかないといけないところもあるかと思いますので。

どうぞ、いろいろなことから。いかがですか。吉岡委員。

【吉岡委員】 制度的には、これをつくったとして、何年ぐらいで見直しということは最初から考えているのでしょうか。効果とか。

【事務局】 今のところ……。

【吉岡委員】 今特に現時点では……。

【事務局】 はい、そんなに短期で見直すべきものではないかとは思いますが。

【吉岡委員】 というのは、前のほうの千葉委員の発言にもありましたけども、この収入ごとの理工農系の進学率みたいなものは、多分どんどんうまくいけばなおさら変わっていくだろうと思うのですね。これは、21年12月の統計というかアンケートですけれども、進学先をどうするかというのは、多分、先ほどあったように、かなり早い時期に、つまり高3で決めるわけではなくて、もう中学校へ入った段階で自分は理工系には行けないなど多分思うわけです、収入が低かったりすると。だから、その辺の効果が出てくるというのは、多分何年かかかって効果が出てくるのだらうと思うので、その辺のことも考えて検証しつつ制度の見直しをしていかなくちゃいけないのだらうと思うので、ちょっとそれで伺っただけです。

【福原座長】 そうですね、進学の可能性をやはり皆思うので。

そういう意味では、先ほど御指摘いただいた大学院生への支援というものもきちっと周知されて、シームレスにこういう支援があるんだということが各世帯に御理解いただけるようなことが望ましいということでございます。そういったところは報告書ではしっかりと、制度運営に向けて委員からこういう御見識をいただいたというふうな記載はいたしたいと思います。制度設計そのものにおいては、まだまだ先ほど御紹介もいたしましたように財務当局との詰めもございますので、ここで御希望いただいたとおりに実現はできるかどうかは分らんというのがありますが。今回は、今までの枠組み、本当に一番大きな枠組みの中で、今後、未来創造会議の提言を受けた部分について、そこをフィーチャーしてその方向性を取ったということです。3年、それから今度やってまた何年ということになれば、本格的な見直しの時期は必ずや訪れるわけでございますので、そのときに向けた御提言として承る部分もあろうかとは思いますが。

いかがでしょうか、今これで、事務局の骨組みでいくことに関する御意見を頂戴してま

いりまして、前回の御議論の大変大きな問題である機関要件の厳格化というものと併せて制度を設計し、そして稼働させていくということになりますと、その実施時期その他は今後の課題になりますが。まず、この論点に関して今日は御意見を賜ればと思います。

はいどうぞ。

【仁科委員】 今回の議論としては、今日御提案いただいているので基本的には、あと微修正があるにしてもいいかなと思っています。

それで、もし最後のほうに追加でこんな意見もあったということで書いていただけるとすると、やはり今日本の場合は、基本的に理系の成長分野の話、それから、大学院生がかなり急速に減っているということで、これが多分大学の若手教員の採用にも実は結構意外と、あまり具体的に、うちの大学だということになっちゃうので言いにくいんですけど、少しそういう傾向も見え出しているんですね。そうすると、基本的には日本は、勉強したことに、結果として学位を取ったことに対しての評価があまりにも、基本的に低いという社会なので、本来、おぎゃあと生まれたら、もし行きたかったら博士まで本当は行けるような社会になって、それによって給与も当然スタートが高いという、その辺のところには、多分これはすぐはつながらない話なんだろうと。ちょっと発想も違うような気もするので。ただ、いずれそういうような形で、どんな世帯に生まれたとしても、本当にやる気があるのなら修士、博士まで行って、そしてそれなりの評価を受けて、より給料が高くて、周りからリスペクトされるような、そういうような世界にならないと競争力もつかないだろうなどは思うので、もしそういう追加の御意見があったということで……。

【福原座長】 ぜひ皆さんの御意見をまとめておきたいと思います。

【仁科委員】 書いていただけるんだったら、そういうのも併せて、本当の将来の理想形とどうここをリンクさせるかというのは次の課題なんだろうとは思っています。

【西條高等教育局審議官】 先生、よろしいですか。審議官の西條ですけど、今の先生の御指摘はごもっともですし、逆に社会がそう変わっていかなきゃいけないというところは御指摘のとおりで、今回はこの制度の中で、ちょっと1つダブるところでいうと理工系というところがあります。

【仁科委員】 そうですね、それは分かります。

【西條高等教育局審議官】 全体の枠として見ますと、まさに先生がおっしゃるような方向に持っていくというのが、今、国としては考えていかなきゃいけない。一番最初にあるのは、博士課程がなかなか進んで行く子が少なくなっているところで、今博士課程支援

というのは、これは科学技術のほうとリンクして大分厚くされてきてはおります。ただ一方で、学生でいるときの支援と、それから将来どこに就職できるかというところとちゃんとリンクをしていかなきゃいけないくて、それは社会全体がそういったいわゆる高度人材をリスペクトする、また、給料高く雇うという形に持っていかなきゃいけない。それでこれは今まさにその議論をしなきゃいけないというところはおっしゃるとおりですし、そういう方向に持っていきたいというのは我々も考えているところです。

あと一方で、大学院生というか修士のところはやはり少し弱くて、それは室橋委員のほうも、昔ちょっとお話ししたときも、やはりそこが今修学支援新制度も対象にはなっていませんし、そういうところもあって、今もう一つ新しい、この未来創造会議の中でも提言されている、今度は大学院生に対する、これは直接的な出世払いみたいな言い方をされていますけど、少し安心してそういったものに進める制度、これも一緒に今検討させていただいているので、トータルとして、まさに先生のおっしゃるようなものを我々のほうも見せていってというところは、それがこの制度ともまたリンクしてくるというところはしっかり見せられるようにしたいとは考えています。御指摘のところもありますので、そこがちゃんと見えるような形で持っていくのが重要ななと思います。

【仁科委員】 さっきプラス・アルファで変な質問したのは、変なというか、要するに個人に給付金するのか、それとも家計がそのとき苦しいからするのかという話を質問したときの、ちょっと頭の中にあったのは、本来個人で、生まれた赤ちゃんに対して基本的にずっと、今、無償化というプロセスで、その人の適性で行きたいところまで行く社会というほうがいいんだろうなと、ちょっと頭の中で思っていたもので。すみません、さっきの質問はそんな感じでしていたんですけども。

【福原座長】 ありがとうございます。

【西條高等教育局審議官】 そうですね、この点は、先ほども御指摘いただいた、まさに3人目の方の扱いという。で、少子化対策といったときに、やはりそこは両方あって、どっちが効くのかというのが、何となく3人目ただですよといったほうが、皆さん効くような感じになるんですが、ただ、赤井先生のほうからお話あった、まさにそのときそのときの所得で家が大変だからという見方をしますと、どうしても、やはり3人を扶養しているときが一番大変な状況にあるので、そこに手当がつくというのが、ある意味その瞬間を捉えれば、一番家庭にとってみると、これは世帯という見方をせざるを得ないんですが、やはりその助けになるという見方なんです。ただ、メッセージ性してみると、確かに、3人

目ただですよという、何となくというのはあるんですが、ここは本当にあるんですが、この今の制度自身が基本的には世帯で見て、そのときの家計の状況というところで照らし合わせているので、というところで、こういう案を提案をさせていただいているということなんです。

【仁科委員】 御夫婦の方が、では3人目つくろうかというときに、上との間隔がこうこうだから、今産んだら多子になるとか、どうなんですか、そこは。それによっては、やはり3人目さえ何年たっても産めば、その人はゼロだというのも考え方としては……。

【西條高等教育局審議官】 これは考え方としては、そのメッセージもあるとは思いますが。ただ、どうしても苦しい状況がというところの、アンケート結果を見ても、そのときの教育費のところでも気になる。逆に言うと、3人目の方が上に行くときには、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんとかはもう卒業されているとなると、そのくらいになったら余裕ができるというところを考えると、余裕ができたときに3人目がただですという状況よりは、やはり一番きつい、一番上の子が大学に行っているときに下の子たちもそれなりにお金がかかっているというときにサポートしますというのは、その過程で見ると、やはり一番リーズナブルなのかなというところはあるし、というところはあるんですが。

【福原座長】 現行制度が今そういうふうになっていっているけど、仁科委員おっしゃるような考え方も大変魅力的でもあるので、それはもちろん意見としては報告書にきちっと書かせていただいて、今後の意見につなげていくということになろうかと思います。

【仁科委員】 はい、ありがとうございます。

【福原座長】 今、審議官のほうから御紹介がありましたが、今日、参考資料集の分厚いやつにこれまでのものが入っておりますが、初回で御説明があった27ページ、28ページの、後ろの2つ辺りに、教育未来創造会議の工程表といいますか、他の取組、この検討会議だけが全てをやっているわけじゃなくて、この検討会議で、ほかの検討部署と手を携えて実現していく、そういう連携がこれで分かるかと思います。先ほど出てまいりました理工系、成長分野への人材育成支援といったようなものに関して、修学支援という形で貢献できるものと、それがほかの様々な取組と手を携えるものということがありますので、その意味で、応分のこちらの制度からもできるだけの成果がそれらと結びつくような形にもしなくてはなりません。また、ここだけでなし得るものではないということも認識をしておかなければならないかと思います。常にこういった他のところで議論されている論点とも関連していることを御承知おきいただきたいと思います。

さて、いかがでしょうか、ほかに。今日の論点に関しましては、大体御意見いただいたかのように存じますけれども、本日提示をさせていただいた原案、これに対して幾つかの御意見をいただきながらも、ほぼ方向性としては御理解いただいたのではないかと拝察いたします。ただ、大変貴重な御意見等をいただきましたので、最後の取りまとめにおきましては、そういった御意見もきちっと踏まえておきたいと思っております。ありがとうございました。

様々な御意見をいただきましたけれども、本日は論点を絞っていただいたということもありましたので、議論を、早めですけれども終えることとなります。活発な御議論や、これに先立つ意見聴取を十分にさせていただいたこと、また、お忙しい中、文科省の方々が事前に大変もんでいただいて、原案をつくっていただいたという成果であろうかと思っております。では、本日の論点につきましての議論は以上ということにさせていただきます。

そこで、もう3回やってまいりましたが、今後のスケジュールなどについて、事務局のほうから御案内をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局】 事務局でございます。次回は、11月14日に開催する予定でございます。団体をお招きしてのヒアリングを予定しております。詳細につきましては、追って御連絡差し上げます。

また、本日の議事録を作成いたしまして、出席の皆様にご確認いただいた上で公表いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【福原座長】 ありがとうございました。改めてまた各団体、関係団体の方々から御意見をいただく場をぜひ設けるということが当初のスケジュールから御了承いただいたところでございますので、次回はそれを約1か月後に設けるということになります。その場を設けるに当たりましての取扱い等につきましては、また個別に御相談させていただきます。座長と事務局のほうに御一任を賜ればと思っております。ありがとうございました。

それでは、本日の検討会議を以上とさせていただきます。どうも御出席、御議論ありがとうございました。

— 了 —